

令和7年度 墨田区立両国小学校

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月7日

校長 山崎 隆

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。
- (2) 全ての児童等が「やさしさ」「おもいやり」の心を大切にし、児童一人一人の安心・自信・自由を保障するものである。
- (3) いじめはどこでも起こり得るという認識に立ち、いじめ発見には全力で取り組み、発見した場合には、迅速かつ慎重に組織であたる。
- (4) いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが重要であるという認識のもと、関係機関との密な連携を図るものとする。

2 学校及び教職員の責務

教職員は保護者・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する職責を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

①設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

②所掌事項（本委員会は、次に掲げる項目について協議する）

- 校内のいじめ未然防止対策に関すること。
- 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。

○いじめ発生時における具体的な対応に関すること。

○いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること。

③会議

①の組織として、毎月1回、定例会議を行う。

④委員構成

校長、副校長、生活指導主幹、いじめ・不登校担当教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター、その他生活指導委員会所属教諭、SC

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校はいじめの未然防止及び発生時における対応機関として、学校サポートチームを置く。

② 所掌事項

○校外のいじめ未然防止対策に関すること。

○家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。

○いじめ発生時における具体的な対応に関すること。

○いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること。

③ 会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年3回定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、PTA会長 学校運営連絡協議会委員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

①「いじめは絶対に許さない」という風土を醸成する。

②豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

③児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取り組みを推進する。

- ④校内研修の充実による教職員の意識の向上を図る。
- ⑤児童・保護者を対象とした、いじめ防止のための啓発活動を推進する。
- ⑥家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との緊密な連携・協力を図る。

(2) 早期発見のための取組

- ①児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る等のチェック機能を強化する。
- ②定期的な状況調査・教育相談等の実施により、早期におけるいじめの実態把握及び児童がいじめを訴えやすい環境の整備を行う。
- ③保健室や相談室からの情報の収集及び電話相談窓口からの情報収集体制の整備を行う。

(3) 早期対応のための取組

- ①学校・家庭・地域の連携のもと、いじめに対する危機意識を高く持ち、組織的に解決するための校内体制を構築する。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全の確保。
- ③いじめられた児童が落ち着いて授業を受けられる環境の確保。
- ④いじめを行った児童に対する毅然とした指導の徹底。
- ⑤いじめを黙認（傍観）していた児童への指導の徹底。
- ⑥いじめを受けた側の保護者への説明と支援・助言。
- ⑦いじめを行った側の保護者への事実、指導方針説明。
- ⑧保護者会等における情報の共有化。
- ⑨教育委員会への報告及び関係機関との連携。
- ⑩いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携。
- ⑪いじめ認知報告書を活用した、教職員全体によるいじめ情報の共有化。

(4) 重大事態への対処

- ①いじめられた児童の安全の確保。
- ②いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保。

- ③関係機関や専門家等との相談・連携。
- ④「出席停止」も視野に入れた対応。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携。

5 教職員研修計画

- (1) 職員会議等で「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底を図る。
- (2) いじめ防止研修を実施していじめの認知に対する意識を高め、指導力の向上を図る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) P T A役員会での啓発を行う。
- (2) 学校便り、学年通信等による啓発活動を実施する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 問題が家庭内に起因する場合は、子供家庭支援センターと連携する。
- (2) 問題が地域社会に起因する場合は、地域町会へ働きかける。
- (3) 問題が犯罪行為として取り扱われる場合は、警察と連携する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年、学年末に「いじめ防止対策」について全校児童及び保護者からの評価を行う。
- (2) 毎年、学年末に「いじめ防止対策」について学校運営連絡協議会より評価を行う。
- (3) 上記の学校評価の基、毎年必要に応じて基本方針の改善を行っていく。